

入札条件

維持修繕業務等委託土木関係設計単価の適用について

入札の際に使用する土木関係設計単価は、令和4年5月31日以前の土木関係設計単価としておりますが、契約後に協議の上、令和4年6月1日から適用の土木関係設計単価への契約変更を行うことができるものとします。